１　地域診療情報連携システムの概要

地域診療情報連携システム（以下、「本システム）という）は、地域医療機関から紹介された患者が治療を終えて再び地域医療機関に戻る際に、大阪母子医療センター（以下、当センターという）における検査結果や診療の経過を地域医療機関が正確迅速に把握し、効果的な診療が継続できるように、検査結果など当センターが保有する当該患者の診療に関する情報を、プライバシーを保護しつつ参照することを可能にするシステムである。（地域医療機関；地域病院、診療所、訪問看護ステーション）

1. システムの目的

　　本システムは、患者の事前の同意を前提とし、地域医療機関から紹介された患者の当センターにおける診療情報を、地域医療機関から安全に閲覧することを可能にし、もって地域医療の継続性を高め、在宅医療の推進等、住民の健康に益することを目的とするものである。なお、現在、地域医療機関から紹介された患者を当センターで診療した後、地域医療機関に逆紹介する際には、当センターから必要と思われる情報を提供しているところであるが、今回のシステム整備により、その情報を補完し、診療のより円滑な継続を可能にする。

（２）システム利用の流れ

診療情報の利用の流れは以下の通りである。

1. 地域医療機関から患者診療情報の閲覧申請
2. 患者の同意

当センター「説明と同意及び説明書・同意書に関する作成基準」による

患者が15歳未満の場合は親権者の同意

患者が15歳以上の未成年で判断能力がある場合は本人と親権者の同意

患者が15歳以上の未成年で判断能力がない場合は親権者の同意

1. 閲覧患者の登録（地域医療機関と当センターでの患者番号の登録）
2. 地域医療機関のパソコン端末からの閲覧

２　提供する個人情報

・患者属性（患者ＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所他）

・保険情報（保険種別）

・紹介医（紹介元医療機関、紹介医）

・アレルギー（食事アレルギー情報、薬剤アレルギー情報）

・感染性（疾患情報、感染症の検査結果など）

・血液型、輸血に関する情報（血液型検査、不規則抗体検査、輸血歴、輸血副作

用記録）

・病歴（既往歴日時、既往歴病名、その他）

・身体計測（身長、体重、その他の身体計測値）

・バイタルサイン（血圧、心拍数、体温、呼吸数、尿量）

・診療経過（医師の経過記録、看護師の経過記録、退院時要約、看護要約）

・病名（病名診断に付随する情報、病名に付随する情報）

・入退院情報（入退院記録）

・検査（検体検査、細菌検査、生理検査、病理検査）

・画像診断（放射線画像、放射線読影レポート、エコー読影レポート）

・処方（内服薬の処方、外用薬の処方、注射薬の処方、持参薬の処方）

・手術治療に関する情報（手術記録、手術看護記録）

・放射線治療に関する情報（放射線照射に関する記録）

・リハビリテーション（理学療法士記録、作業療法士記録）

・食事療法・栄養指導（食事の記録、栄養指導の記録）

・褥瘡情報（褥瘡の評価、褥瘡治療の記録）

・その他診療上必要な情報及び診療に関する記録・文書類

３　利用者と利用形態

利用者　　患者に医療・サービスを提供する地域医療機関の医師・看護師な

どの医療従事者

利用形態　医療・サービスを提供する患者の当センターにおける診療記録

の閲覧

利用端末　光回線等で閉域ネットワークに接続されたパソコンを利用する。

利用端末で使用する光回線については、　IPsec-VPN　という暗号化通信手法を採用している。この手法は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」で推奨されている通信手法で、クローズドなネットワークの接続であり、外部から侵入される可能性はなく安全性が高いと示されている。

４　提供先

　本システム（電子カルテ閲覧システム）について、平成30年3月に運用開始した。現在の利用状況は、以下のとおりである（平成３０年８月１０日現在）。

　　　　　〇　利用機関数　　　　　５か所

いずい医院（大阪市東住吉区）、

おおうえこどもクリニック（和泉市）、

とうじょうクリニック（和泉市）、

かがやきクリニック（堺市南区）、

前田クリニック（南河内郡河南町）

　　　　　〇　連携患者数　　　　　１７　名

利用機関、連携患者は、今後増加させていく。

５　オンライン結合の妥当性（大阪府個人情報保護条例第８条との関係）

（１）第４項における通信回線による結合における公益上の必要性及び個人の権利

利益の保護対策

1. 公益上の必要性

大阪府においては、個々の医療機関の高度化、専門化が進んでいるところであるが、今後増加する医療ニーズに対応するためには、高度・専門化病院のさらなる特化の推進により役割分担とそれによる効率的な医療体制の構築が求められている。

一方で、医療技術の進歩により、医療的ケアが必要な在宅患者児童が急増していることから、地域の医療機関との連携体制が十分であるとは言えず、情報通信技術等を活用した連携体制の構築が求められている。

なお、全国では、既に同様の連携システムを導入している施設が６００以上あり、大阪府内においても、大阪府立急性期・総合医療センターなど２０施設が連携システムを導入している。

②個人の権利利益の保護対策

ア　取り扱う個人情報の限定

　　　　　「２　提供する個人情報」に限定する。

イ　システムを利用できる施設及び利用者の限定

・システム利用可能な箇所は、当センターの患者に医療サービス等を提供する地域医療機関の内、利用申込を承認されたところのみとする。

・システムを利用可能な利用者は、利用申込を承認された地域医療機関の医師・看護師などの医療従事者で、個別に申請し承認されたものに限定する。

ウ　安全管理措置

当センターは、既に、患者の個人情報の取り扱いやシステムへのアクセス制限等を定めた規定（別紙１－１、別紙１－２及び別紙２）を整備している。このたび、新たに「地域診療情報連携システムの運用及び管理に関する要綱」（別紙３）を設け、利用者の範囲と責務を明確にする。

６　地域診療連携パスと地域連携シートの説明

　本システムは、大きく以下の３つの部分に大別される（別紙６参照）。

　　➀　 電子カルテ閲覧システム

1. 地域診療連携パス
2. 地域連携シート

　　このうち、平成30年3月に運用開始したのは、➀電子カルテ情報閲覧システムの部分のみで、②地域診療連携パス、③地域連携シートについては、まだ、稼働させていない。

７　まとめ

以上のとおり、地域医療機関に診療情報を提供することは、治療、医療サービスの継続性を確保し、医療機関間の検査等の重複を避け患者の負担軽減が図られる。また、在宅医療の推進等、住民の健康に寄与するなど公益性が大きく、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと考える。